

広告募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)

横浜市技能文化会館壁面に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	横浜市技能文化会館壁面広告
施 設 概 要	横浜市技能文化会館の駐車場側の壁面です。
	屋外広告物に該当します。
所 在 地 (場 所)	横浜市中区万代町 2 丁目 4 番地 7
施設の利用者数・利用者層 (令和 7 年度実績)	貸室利用者数：160,536 名、駐車場利用台数：25,728 台、 市民講座参加者数：1,832 名、労働相談等利用者数：1,489 名
広 告 設 置 場 所	下記「地図」、「写真」を参照してください。
広 告 掲 出 期 間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 ※ 1 年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。

■広告料

掲出場所	スペース (縦×横)	枠数	予定価格 (1 枠、税込)
横浜市技能文化会館壁面 (下図参照)	4,000 mm×5,000mm ※地上 5 m から 9 m の範囲内 ※壁右側入隅から 40cm、左側の出 隅から 40cm の範囲内の任意の 5 m	1 枠	公表しません。

■ 広告掲出にあたっての留意点

広 告 の 条 件	○ 広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○ 横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他の広告関連規程を遵守してください。広告物は建物のデザインと調和させ、大通り公園周辺地区街づくり協議指針にもとづく、協議を必ず行ってください。
広 告 の 制 作 等	○ 令和 8 年 10 月 16 日（金）までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○ 令和 8 年 11 月 2 日（月）までに、審査が完了した広告を掲出できる形で提出してください。 ○ 上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご留意ください。 ○ 広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
財産の使用許可	○ 広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料（月額 20,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額）をお支払いいただく必要があります。
そ の 他	○ 広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○ 広告掲出の 30 日前までに横浜市屋外広告物条例に基づく設置許可申請を行ったうえで、定められた納期限までに手数料の納付を行ってください。 ○ 広告掲出期間中は、横浜市屋外広告物条例に定められた各種手続きを適切に行ってください。 （参考）屋外広告物の申請及び届出の手続き 横浜市 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/ ○ 横浜市屋外広告物条例に基づく手続きにおける必要書類及び手数料については、本市ホームページにてご確認ください。 ○ 屋外広告士、屋外広告物講習修了者※、職業訓練指導員（広告美術科）、職業訓練修了者（広告美術科）、技能検定合格者（広告美術仕上げ）のいずれかの資格を有する「維持管理主任者」を設置してください。 （参考）有資格者による屋外広告物の維持管理・点検について 横浜市 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/ijikanri_tenken.html ※屋外広告物講習会は、全国の自治体が開催している講習で、原則としてどなたでも受講できます。 ○ 設置する広告物は、主要な部分を不燃材料で造り、又は覆ってください。 ○ 横浜市屋外広告物条例に基づく広告の設置許可期間は最大で 3 年間です。許可期間満了後も引き続き広告を掲出する場合は、許可期間満了日の 30 日前までに、継続許可申請を行ってください。 ○ 広告掲出期間中に意匠の変更が生じる場合は、再度審査を受ける必要があります。

■申込み

申 込 条 件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。 ※広告主が決定していない場合は決定後、必ず広告内容等の審査を受けてください。
申 込 方 法	令和8年9月16日（水）午後5時00分までに、申込書及び見積書（別紙）を下記申込み先まで電子メールでご提出ください。 お申込みいただいた事業者の中で、一番高額な広告料をご提示いただいた事業者と契約させていただきます。 ※見積書（別紙）には広告料のみを記載し、月額20,000円の使用料はここには加えないでください。（使用料は広告料とは別途ご請求させていただきます。） ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
事業者選定方法	見積合せ
募 集 開 始 日	令和8年7月10日（金）
申 込 期 間	令和8年7月10日（金）午前10時～令和8年9月16日（水）午後5時
申 込 先	（担当課名）横浜市経済局雇用労働課 （所 在 地）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 （T E L）045-671-4098 （E メール）ke-ginou@city.yokohama.lg.jp

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



年 月 日

広告掲載申込書（施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -	
	ふりがな 名称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL/FAX	TEL / FAX
		Eメール	
業種・事業内容			
ホームページ URL			
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。			
広 告 主	所在地	〒 -	
	ふりがな 名称		
	業種・事業内容		
	ホームページ URL		
申 込 内 容	募集対象事業名称	横浜市技能文化会館壁面広告	
	広告内容		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） ☐ 名前 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ E-mail ☐ 年齢 ☐ 性別 ☐ その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」 ） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」 ）
	広告料	別紙見積書のとおり	
誓約事項	・ 横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・ 横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・ 横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・ 誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。		

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（ 希望する ・ 希望しない ・ 登録済 ）

見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し
見積いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 横浜市技能文化会館壁面広告

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の
110 分の 100 に相当する金額を記載すること。